

佐倉市と津田塾大学との連携協力に関する包括協定書

佐倉にゆかりの深い津田梅子は、日本の近代における女子教育の先駆者であり、津田塾大学の創立者である。

佐倉市と津田塾大学は、この歴史的なつながりを活かし、相互に両者が連携し、豊かな自然と歴史文化をもつ地域の活性化と、大学における教育・研究の推進に資するため、次のとおり連携協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、佐倉市と津田塾大学が、教育、文化、国際化、地域活性化等の分野で相互のもつ資源やネットワーク等を活用し、連携することにより、地域社会の発展及び人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 佐倉市と津田塾大学は、前述の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。

- (1) 教育・文化の振興と発展に関する事項
- (2) 国際化の推進に関する事項
- (3) 人材の育成に関する事項
- (4) 地域活性化に関する事項
- (5) その他両者が協議し必要と認める事項

（協議）

第3条 本協定による事業を円滑に推進するため、佐倉市と津田塾大学はそれぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、連絡会議を設置し、原則年1回の定期的な対話の場を設定するものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、いずれか一方から期限満了の3か月前までに特段の申出がない限り、期間満了の日から3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、両者協議の上、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名の上、各1通を保管する。

平成29年9月21日

千葉県佐倉市海隣寺町97

佐倉市
市長



東京都小平市津田町2-1-1

津田塾大学
学長

